

1. 工事開始時

法令	様式	頁	書類の名称	準拠条文		備考
				法律	規則	
労労	23の2	41	適用事業報告	104の2	57	1. 労基法の適用を受ける事業を開始した場合 2. 遅滞なく
	9	42	時間外労働・休日労働に関する協定届	36	16 17	1. 1日及び1日を超える一定の期間について時間外労働又は休日に労働させる場合 2. 事前に 3. 労働組合又は労働者代表との協定書添付
	9の2	43	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定)	36 38の2	16 17	1. 1日及び1日を超える一定の期間について時間外労働又は休日に労働させる場合 2. 事前に 3. 労働組合又は労働者代表との協定書添付 4. 「事業場外労働に関する協定」を締結し、併せて労働基準監督署へ届出るとき 編者注：建設工事現場では法令に定める「事業場外労働」が一般的でないことから、主として本支店等管理・営業部門が届出の対象となる
基基	任意様式	44	時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)	36	16	1. 1日及び1日を超える一定の期間について時間外労働又は休日に労働させる場合 2. 使用者と、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者により締結 3. 常時各作業場に備え付ける等の方法によって労働者に周知させる(労基法第106条)
	3の2	45	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	32の2	12の2 の2	1. 1箇月以内の一定の期間を平均し1週40時間を超えない定めをして、特定の週又は特定の日に法定労働時間を超えて労働させる場合 2. 事前に 3. 労働組合又は労働者代表との協定書又は就業規則等添付
法則	4	46	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	32の4	12の4	1. 1箇月を超え1年以内の期間を平均し1週40時間を超えない範囲内において、特定の週又は特定の日に法定労働時間を超えて労働させる場合 2. 事前に 3. 労働組合又は労働者代表との協定書添付
	12	47	事業場外労働に関する協定届	38の2	24の2	1. 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場で業務に従事し労働時間を算定し難しい場合 2. 労使協定で定める当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となるとき 3. 事前に 4. 労働組合又は労働者代表との協定書添付